

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可申請書（新規） 平成〇〇年〇〇月〇〇日
付け
- (2) 食品衛生法に基づく営業許可申請書（新規） 平成〇〇年〇月〇〇日付
け
- (3) 食品衛生法施行規則に基づく営業許可事項変更届 平成〇〇年〇月〇〇
日付け
- (4) 食品衛生法施行令に基づく営業許可事項変更届 平成〇〇年〇月〇日付
け
- (5) 食品衛生法施行令に基づく営業許可事項変更届 平成〇〇年〇〇月〇〇
日付け
- (6) 食品衛生法施行規則に基づく営業許可事項変更届 平成〇〇年〇月〇日
付け

3 審査請求

審査請求人は、本件一部公開決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第6条の規定により、平成29年1月6日付けで、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書に係る処分を取り消し、対象公文書の一部を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 第2の2の(1)及び(2)の公文書

施設平面図は、別添とされているので、提出されているはずだが、公開されていない。工場の形状は、「当該法人の正当な利益を害するおそれ」はないと考えられる。工場の形状を残した施設平面図の公開を求める。

(2) 第2の2の(3)の公文書

変更内容として、海上施設が追加されたと記されているが、変更届の用紙の他は、公開されていない。海上施設の形状が、「当該法人の正当な利益を害するおそれ」はないと考えられる。非公開にされている、海上施設の形状を残した公文書の公開を求める。

(3) 第2の2の(4)の公文書

営業設備は、変更されており、変更前、変更後については「別紙のとおり」と記載されている。変更後の施設図は、大きく黒塗りで公開されている。しかし、変更前の施設図は公開されていない。変更前、変更後の工場の形状を残した施設図の公開を求める。

(4) 第2の2の(1)及び(3)の公文書

名又は内容」には、「1. 食品営業許可に係る文書一切」と書かれており、実施機関は、これを営業許可の手續に係る文書と判断し、申請関係書類について公開することとした。

食品営業許可に係る文書には、食品衛生法に基づく営業許可申請書及び食品衛生法施行規則等に基づく変更届があるが、これらの記載事項及び添付書類のうち、食品衛生責任者の氏名、生年月日や個人の電話番号は、条例第7条第1号に該当し、施設の平面図及び現法人の印影は、条例第7条第2号イに該当するため非公開としたものである。

なお、施設の平面図については、公にすることにより工程等が判明するため、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号イに該当し、図面全体を黒塗りしたものであるため交付する意義がないと考えて公文書から除いたものである。

また、営業施設の構造設備の変更に伴うその他の公文書は取得していない。

2 本件公開請求対象公文書の非公開情報該当性等の判断について

(1) 条例第7条第2号イ該当性について

本件審査請求を受け、再度検討した結果、施設平面図のうち建物の外形部分については、建築計画概要書でもおおむね確認ができるものであり、この部分を公にしても法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないと判断したため、本件一部公開決定について、第2の2の(1)から(4)までの公文書に係る部分を変更し、平成29年3月29日付けで審査請求人に通知した。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇の営業許可申請の経緯は以下のとおりであり、海上施設に係る申請は、平成〇〇年〇月〇〇日に初めて提出されたものであり、それ以前に海上施設に係る営業許可申請書は提出されていない。

〇〇保健所は、平成〇〇年〇〇月〇〇日の営業許可に当たり、〇〇月〇〇日に現地調査に行ったが、申請書に海上施設の記載はなく、また現地に当該海上施設が存在していなかったため、海上施設がない状態で許可を出した。

海上施設の設置については、平成〇〇年〇〇月〇〇日に届出がなされた水質汚濁防止法の届出書により設置予定であることは把握していたが、主に生きしめを行う場所と説明を受けており、漁師が魚を捕獲後、船上で鮮度を保つために生きしめを行うと同等の行為とみなし食品営業許可対象外と認識していた。

その後、平成〇〇年〇月〇〇日に〇〇〇〇〇〇〇〇〇から相談があり、立入調査を行い、特殊な処理を含む海上施設の作業内容を把握し、詳細を確認するため図面及び関係書類の提出を指導したが提出がなかった。

平成〇〇年〇〇月〇日には、再度、相談があり立入検査を実施したが、海上施設は生きしめを行っているのみであったため、当該海上施設を許可対象外施設と判断した。ただし、許可申請時の平面図では、作業工程の全体像を

把握するためには不十分と思料されたことから、以後の立入検査等に資するため、海上施設を含めた施設図面を添えて構造設備の変更届を提出するよう指導し、平成〇〇年〇月〇〇日に営業設備の大要の変更届（海上施設の追加）が提出された。

なお、同年〇月〇日の変更届の申請は、平成〇〇年〇月〇〇日に申請された「〇〇〇〇〇〇〇〇業」の検査の際に、許可施設内の構造設備の変更があったため変更届を提出させたものである。

（２）事実の経過

〇〇.〇〇.〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇の食品営業許可（〇〇〇〇〇業）を
決裁

〇〇.〇〇.〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇から相談があり、立入検査を実施。
海上施設の図面及び関係書類の提出を指示

〇〇.〇〇.〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇から再度相談があり立入検査を実施。当該海上施設を許可対象外施設と判断。営業設備の大要の変更届け（海上施設の追加）を指導

〇〇.〇〇.〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇から営業設備の大要の変更届（海上施設の追加）が提出

〇〇.〇〇.〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇の食品営業許可（〇〇〇〇〇〇〇〇
〇業）を決裁

〇〇.〇〇.〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇から営業設備の大要の変更届（許可施設内の構造設備の変更）が提出

〇〇.〇〇.〇〇 〇〇〇〇〇から営業者氏名、営業所屋号、代表取締役の変更届が提出

〇〇.〇〇.〇〇 〇〇〇〇〇から食品衛生責任者の変更届が提出

第 5 審査請求人の反論及び意見の要旨

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、おおむね次のとおりである。

私は、「食品営業許可に係る文書一切」と公文書公開の請求をしたが、実施機関は、上記第 4 の 1 のとおり、「申請関係書類について公開することとした」と範囲を狭めて解釈していることを記している。

上記第 4 の 2 には、営業許可申請の経緯が述べられている。この経緯も、「食品営業許可に係る文書一切」に当たる。「食品営業許可に係る文書一切」の公開を請求する。

第 6 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関双方の主張を踏まえ、本件対象公文書に係る一部公開決定の妥当性について審議した結果、次のとおり判断した。

1 本件対象公文書について

本件公開請求の内容の「1. 食品営業許可に係る文書一切」について実施機関が特定した公文書は、第2の2の(1)から(6)までの公文書である。

審査請求人は、第2の2の(1)から(4)までの公文書について、工場及び海上施設の形状を残した施設平面図ないし施設図の公開を求めるとともに、実施機関が公開した食品営業許可申請書類のほかに食品営業許可に係る文書があるのではないかと主張している。

ところで、実施機関は、本件審査請求を受け、第2の2の(1)から(4)までの公文書について、施設平面図のうち建物の外形部分を公にしても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと判断し、本件一部公開決定を変更し、平成29年3月29日付けで審査請求人に通知している。

この変更決定により、審査請求人の工場及び海上施設の形状を残した施設平面図ないし施設図の公開を求める請求については、請求の利益は消滅していることから、当審査会としては、審査請求人が公開を求めている「食品営業許可に係る文書一切」に係る実施機関の公文書の特定の妥当性について判断することとする。

2 「食品営業許可に係る文書一切」の特定の妥当性について

(1) 本件公開請求において、審査請求人は、「食品営業許可に係る文書一切」について公開を求めているが、実施機関は、これを「食品営業許可の手續に係る文書」と判断し、食品営業許可申請関係書類について一部公開決定を行っている。この実施機関の判断に対し、審査請求人は、営業許可申請の経緯も「食品営業許可に係る文書一切」に当たり、実施機関は、範囲を狭めて解釈していると反論している。

よって、本件審査請求においては、審査請求人が公開を求めている「食品営業許可に係る文書一切」をどのように解釈するかが問題であると認められる。

この問題を検討するに当たり、当審査会は、請求者の請求意思を合理的に解釈する必要があると考えるが、そのためには、「食品営業許可」という文言をどうとらえるべきかについて、関係法令の規定を確認する必要がある。また、公文書公開請求書の「公開請求の理由又は利用目的」の欄に「工場操業の実態を確認するため」と明記されていることから、本件公開請求においては、この理由も斟酌する必要があると考える。

そこで、当審査会は、以下のとおり検討を行った。

(2) 食品営業の許可については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項で、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないと、また、同条第2項で、都道府県知事は、その営業の施設が公衆衛生の見地から必要な基準に合うと認めるときは、許可をしなければならないと、その手續について規定されている。また、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第71条で、許可営業者は、営業許可の申請書に記載した申請者の名称、

に係る文書一切」に含まれるものとするのが妥当であり、実施機関は、既に一部公開している公文書に追加して当該監視記録票を公開請求の対象公文書として特定し、調査の上、更に本件公開請求対象公文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて公開、非公開等の決定をすべきである。

3 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、本件公開請求において、請求者の請求意思を合理的に解釈するために、実施機関が、請求者に請求対象の内容の詳細について確認した上で対象となる公文書の範囲を判断していれば、対象公文書の特定の妥当性についての争いは避けられたのではないかと、当審査会は考える。公開請求の対象となる公文書については、漏れがないよう確実に特定した上で公開決定等を行う必要があることから、実施機関における今後の公開決定等に係る事務処理において、適切な対応が望まれる。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 3月29日	諮 問
平成29年 4月26日	事案審議（平成29年度第1回審査会）
平成29年 6月28日	事案審議（平成29年度第3回審査会）
平成29年 8月23日	事案審議（平成29年度第5回審査会）
平成29年 9月27日	答申決定（平成29年度第6回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
森 竹 嗣 夫	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	大分合同新聞社 取締役論説・地域連携・N I E担当	
水 谷 トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	